

たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 たつの市新宮地域小中一貫校建設工事設計業務委託
- (2) 業務目的 本業務は、令和5年7月に策定した「たつの市新宮地域小中一貫校建設基本計画（以下「基本計画」という。）」に基づき、たつの市新宮地域の小中学校を新たに小中一貫校として開校するに当たり、基本設計及び実施設計を行うもの。
- (3) 履行場所 たつの市新宮町新宮地内（基本計画P26参照）
- (4) 履行期間 契約締結日～令和7年3月17日
- (5) 業務内容 下記工事に係る基本設計及び実施設計
- ・新改築工事（施設一体型小中一貫校新築工事）
 - ・改修工事（新宮スポーツセンター改修工事）
 - ・設備改修工事
 - ・その他 解体工事、執務室什器レイアウト計画、敷地現況調査、造成・外構工事、敷地測量、地質調査、アスベスト調査他
- (6) 設計の概要
- 小中一貫校新築工事：告示第7号 業務施設 第1類（小学校、中学校）
約14,000㎡（プール含む）
- 新宮スポーツセンター改修工事：RC造2F／約3,650㎡
- 既存施設解体工事：新宮小学校 RC造3F 5,679㎡
屋内運動場 S造2F 976㎡
その他：116㎡
- 旧新宮学校給食センター S造1F 555㎡
- (7) 予定工事費（税別）：約8.1億円
- ・敷地面積 約38,000㎡
 - 市街化区域（第一種中高層住居専用地域） 約36,000㎡
 - 一部市街化調整区域（用途指定なし） 約2,000㎡
- ※令和7年度末市街化区域に編入予定
- (8) 建設予定工期：令和7年6月～令和10年2月

2 整備コンセプト

基本計画で示す対象諸室を確保した上で、施設一体型とすることによる施設の共有化により面積の削減を図るとともに、将来の児童生徒数の減少を考慮し、長期的視点で無駄のない費用対効果の高い計画とすること。

- (1) 新しい時代の学びに対応する、高機能化した学校づくり
- (2) 安心して過ごせる生活環境、災害時にも安全な防災拠点の確保
- (3) 地域に開かれた、新宮地域の核となる学校づくり
- (4) 環境に配慮した学校づくり

3 整備コンセプトを踏まえた施設整備方針

- (1) 子どもの「学び」と「育ち」を培う
- (2) GIGAスクール構想の実現と図書館教育の充実
- (3) ふるさとを愛し、大切に作る心を育む
- (4) 小学生と中学生の発達段階に応じた教育環境
- (5) 不登校傾向等の児童生徒への環境整備
- (6) 小中学校の教職員が連携・交流
- (7) 防災機能の維持
- (8) 環境への配慮

4 基本設計業務の内容

基本設計業務の内容は、下表に掲げる（1）から（7）までとする。

また、基本設計成果物納品リストは、別表1のとおりとする。

| 項目 | | 業務内容 |
|---------------------------------------|------------------------|---|
| (1) 設計条件等の整理 | ① 条件整理 | 耐震性能・設備機能の水準など、建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。 |
| | ② 設計条件変更等の場合の協議 | 建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。 |
| (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ | ① 法令上の諸条件の調査 | 基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。 |
| | ② 建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ | 基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。 |
| (3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ | | 基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。 |
| (4) 基本設計方針の策定 | ① 総合検討 | 設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。 |
| | ② 基本設計方針の策定と建築主への説明 | 総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。 |
| (5) 基本設計図書の作成 | | 基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。 |
| (6) 概算工事費の検討 | | 基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工費費内訳明細書、数量調書を除く。以下同じ。)を作成する。 |
| (7) 基本設計内容の建築主への説明等 | | 基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して、設計意図(当該設計に関する設計者の考え。以下同じ。)及び基本設計内容の総合的な説明を行う。 |

必要な項目を下記に示す。

ア 次に掲げるものを内容とする基本設計方針説明書の作成

- 建築（意匠）の計画概要
- 建築（構造）の計画概要
- 設備の計画概要
- 仕様概要書及び仕上げ表
- 設計経過
- 工事費概算書
- 工程計画の概要

イ 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

- 実施設計の基本となる敷地測量図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び設備概要図

ウ その他基本設計に必要な業務

- デジタルテレビ放送受信障害予測調査
- 透視図の作成（アルミフレーム額入り）
外観（周囲の街区等の景観を含む。）鳥瞰図4枚、見上げ図3枚
内観3枚（サイズ A3）
- 模型製作
縮尺（1/500）、主要材料（特に指定なし）
ケースの有無（有）及び材質（特に指定なし）模型写真提出
- リサイクル計画書の作成
- 庁内、近隣及び学校関係者説明用資料の作成
- 設計レビューへの協力業務（別記、設計レビューによる）
- 打合せ記録簿の作成
- 公共建築設計者情報システムの登録書（写し）（登録しない場合は不要）
- 成果品の電子データを収めた CD-R の作成

5 適用基準等

受注者は、次に示す基準等に基づき基本設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。（各基準類の制定年月日については、監督員と打合せること。）

（1） 建築

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（国土交通省）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（国土交通省）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
- ・ 公共建築工事積算基準 令和5年度版

（2） 電気設備

- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省）
- ・ 公共建築工事積算基準 令和5年度版

(3) 機械設備

- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版（国土交通省）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版（国土交通省）
- ・公共建築工事積算基準 令和5年度版

(4) 特殊な工法等

受注者は、特殊な工法・材料・製品等を採用しようとする場合においては、あらかじめ、監督員と協議し承諾を受けなければならない。

6 成果物等及び提出部数

基本設計業務の成果物等及び提出部数は別表1による。

7 その他

(1) 敷地測量確認

たつの市より提供する敷地測量図を元に、基本設計業務及び確認申請等に必要な現況測量図を作成すること。

(2) 地質調査

新設校舎の配置予定位置を設定した上で、建物設置予定位置の4隅に加えて、係員の指示する3箇所合計7箇所（1箇所10m程度）についてボーリング調査を行うこと。また、土壌汚染対策法の手続きに必要な地歴調査及び申請書類一式の作成を行うこと。

(3) アスベスト調査の実施

解体予定の建物に関してアスベスト調査を実施すること。

《アスベスト調査》：スポーツセンター改修工事 15検体

解体工事 75検体

合計 90検体

(4) 新宮スポーツセンターの改修工事やその他工事との総合的な調整

新宮スポーツセンターの改修項目は以下を基本とし、施設調査実施の上で改修項目の選定を行うこと。また、工事期間中においても、小学校体育館又は新宮スポーツセンターのいずれかを学校授業用として利用できるよう計画すること。

さらに、改修に伴う関連工事を考慮し、建設後の引越や、解体工事、工事エリアの変更時など学校運営を考慮した移転計画、工事範囲検討及び仮設計画を作成すること。

《主な改修工事》：中学校体育館への用途変更を中心とした内装改修、

屋上防水改修、外装改修（一部開口部含む）、

エントランス改修、トイレ改修、エレベータ改修、

空調改修、電気キュービクル・非常発電機更新、

既存インフラ更新（給排水本管など）

アリーナ等未整備箇所の整備検討

放課後児童クラブの設置検討

- (5) 小中一貫校と新宮スポーツセンター（新中学校屋内運動場）の接続
 小中一貫校と新宮スポーツセンターについては、渡り廊下による接続を想定しているため、適切な接続方法の検討を行うこと。
- (6) その他付帯工事
 本基本設計業務の対象となるその他付帯工事として、以下を想定している。
 《その他付帯工事》：駐車場整備、緑地・植栽整備、駐輪場・バイク置場等設置
- (7) 耐力度調査
 新宮中学校校舎及び新宮小学校校舎について、下記調査内容により耐力度調査を行う。
- 《調査棟》新宮中学校 ・時点修正 ①棟
 ・新規調査 ④、⑤、⑨棟
 新宮小学校 ・時点修正 ①、②、③、④、⑦棟
- 《調査内容》
- ・机上調査
 - ・現地調査
 - ・耐力度調査
 - ・構造耐力計算
 - ・調査報告書
- (8) グラウンド拡張にかかる外構設計
 新宮こども園については、令和11年度中に隣接地への移転を予定している。
 新宮こども園移転後、敷地を拡張し新宮小中学校のグラウンドとして整備を行う前提で外構基本設計を行うこと。
- (9) 仮設校舎建設予定地の造成設計
 隣接地（たつの市新宮448番1他）を仮設校舎建設用地として活用するため、仮設校舎の基本計画と合わせて造成設計を行うこと。

別表1（基本設計成果物納品リスト）

| 成果物等 | 部数 | 電子データ | 備考 |
|----------------------------|---------|-------|--------------|
| ■ 基本設計方針説明書（別表2に掲げる成果図書）製本 |1部 | ● | JPEG JPEG |
| ■ 基本設計図 |1部 | ● | |
| ■ デジタルテレビ放送受信障害予測調査 |1部 | ● | |
| ■ 透視図・写真 |1部 | ● | |
| ■ 模型・写真（2カット） |1部 | ● | |
| □ 環境配慮チェックシート | | | |
| ■ リサイクル計画書 |1部 | ● | PDF |
| ■ 7その他に関する報告書 | 各1部 | ● | |
| ■ 庁内、近隣及び学校関係者説明用資料の作成 |1部 | ● | |
| ■ 設計レビュー資料 |1部 | ● | |
| ■ 打合せ記録簿 |1部 | ● | |
| ■ PUBDIS 登録書（写し） |1部 | ● | |
| ■ 成果品の電子データを収めた CD-R |1部 | ● | |

※（必要な成果物は■印をつけた上で部数を入力し、電子データが必要なものは●印をつける）

注) 受注者は、電子データの作成形式、作成範囲について、基本設計業務着手時に監督員と協議する。

別表2 (基本設計成果図書)

| 設計の種類 | | 成果図書 |
|---------|--------------|--|
| (1) 総合 | | ①計画説明書 ②仕様概要書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図 (各階) ⑧断面図 ⑨立面図 ⑩透視図の写し (鳥かん外観、室内灯で作成の場合) ⑪設備計画図 ⑫工事費概算書 ⑬工事予定工程表 |
| (2) 構造 | | ①構造計画説明書 ②構造設計概要書 工事費概算書 |
| (3) 設備 | (i) 電気設備 | ①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料 |
| | (ii) 給排水衛生設備 | ①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料 |
| | (iii) 空調換気設備 | ①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料 |
| | (iv) 昇降機等 | ①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料 |
| (4) その他 | | ①設計レビュー資料 ②その他検討資料 |

(注)

- 1 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 2 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
- 3 「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 4 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

8 建築基準法に基づく確認申請

確認申請（建築物）必要

確認申請の申請予定日：令和6年10月下旬予定

9 実施設計業務の内容

実施設計業務の内容は、下表に掲げる（1）から（5）までとする。

また、設計成果物納品リストは、別表3のとおりとする。

なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表4の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に建築主と協議しなければならない。

| 項目 | | 業務内容 |
|----------------------------|-----------------------|--|
| (1) 要求等の確認 | ① 建築主の要求等の確認 | 実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。 |
| | ② 設計条件の変更等の場合の協議 | 基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。 |
| (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ | ① 法令上の諸条件の調査 | 建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。 |
| | ② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ | 実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合わせを行う。 |
| (3) 実施設計方針の策定 | ① 総合検討 | 基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。 |
| | ② 実施設計のための基本事項の確定 | 基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。 |
| | ③ 実施設計方針の策定と建築主への説明 | 総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に対して説明する。 |
| (4) 実施設計図書の作成 | ① 実施設計図書の作成 | 実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。 |
| | ② 建築確認申請図書の作成 | 所管の官公庁等との事前の打合わせ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。 |

| | |
|---------------------|--|
| (5) 概算工事費の検討 | 実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。 |
| (6) 実施設計内容の監督員への説明等 | <p>実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。</p> <p>また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、建築主に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。</p> |

必要な項目を下記に示す。

ア 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

■ 設計図の原図 (A.1 電子データを出力したもの 1部)

- 建築意匠設計図
- 建築構造設計図
- 電気設備設計図
- 機械設備設計図

■ A.1をA.3に縮小した原図 (電子データを出力したもの 1部)

■ 製本 (1部)

■ 縮小製本 (A.3版 1部)

■ 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書

■ 構造計算書

■ 設備設計計算書

■ 工事費概算書

※ 積算資料の作成は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」(最新版)によるものとし、エクセルによる表計算を使用する。

■ 数量積算書

※ 数量積算、単位及び端数処理等は前項により正確に拾い出すこと。

また、数量計算書は各工事項目に見出しを付け、目次付とし、集計表は数量積算表の項を記載する。

■ 見積比較表

■ 見積書

※ 原則3者以上からの見積書を徴取し、比較表の順に各見積書を整理すること。

なお、見積等の宛先は事業主体名(市長名)に統一すること。

■ 単価適用根拠(物価本等写)

■ 工事工程表

■ 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び手続き業務

■ 仮設校舎等仮設建築物の基本計画及び関係法令に基づく申請手続き業務

■ 省エネルギー計画書の作成(標準入力法 PAL*/BEI)

300 m²以上の新築、改築、増築

イ その他実施設計に必要な業務

- 国庫補助申請に係る関係資料の作成（文部科学省補助）及び必要に応じて補助申請等遂行業務
- 透視図の作成（アルミフレーム額入り）
外観【周囲の街区等の景観含む】（鳥瞰図.....1枚、見上げ図.....1枚）
内観.....1枚
（サイズ A3）
- 模型製作
縮尺（1/500）、主要材料（特に指定なし）
ケースの有無（有）及び材質（特に指定なし）模型写真提出
- リサイクル計画書の作成
- 庁内、近隣及び学校関係者説明用資料の作成
- 打合せ記録簿の作成
- 委託業務に関する協議書の作成
- 公共建築設計者情報システムの登録書（写し）（登録しない場合は不要）
- 設計レビューへの協力業務（別記による）
- 成果品の電子データを収めた CD-R の作成
- 工事監理業務に関する資料（監理業務委託仕様書、概算見積書等）
- 設計意図伝達業務に関する資料（設計意図伝達業務委託仕様書、概算見積書等）
- 広報用パンフレット A3二つ折り カラー 50部（電子データ共）
- その他実施設計業務に必要な調整業務

10 電子データで提出された設計図書の利用許諾

発注者は、受注者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

- （1）工事発注時に入札参加希望者に対し電子データを貸与（工事費積算用）
- （2）工事施行時に受注者に対し電子データを貸与（施工図及び竣工図等作成用）

11 成果物等及び提出部数

実施設計業務の成果物等及び提出部数は別表3による。

別記 設計レビュー

受注者は、実施設計業務の途中段階において発注者が実施設計レビュー(以下「レビュー」という。)を実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

1 レビューの概要

(1) レビュー実施の時期

- a 原則として、実施設計業務の前期・後期の2段階とする。ただし、前期の結果によっては、中期の段階を加える場合がある。
- b 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。

(2) レビュー実施期間は、各段階とも原則として1日とする。

2 レビューへの協力

(1) 受注者は、監督員が指示する時期までに、以下の資料を準備するものとする。

前期

- 基本設計方針の策定時における説明資料.....
- 委託仕様書P 3ア、イ、ウに掲げる資料.....

中期

- 委託仕様書P 7 (3)に掲げる説明資料.....
-

後期

- 実施設計方針の策定時における説明資料.....
-

(2) 発注者がレビューを実施する際、受注者は監督員の求めに応じてレビューに出席し、説明の補助をするものとする。

3 レビュー事項の取扱い

(1) 受注者は、監督員の指示により設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。

(2) 受注者は、監督員の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を監督員に報告し指示を受けるものとする。

別記 確認申請等申請図書の作成及び手続き業務

受注者は、当該実施設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

1 確認申請等の申請図書の作成

- (1) 受注者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合させなければならない。
- (2) 確認申請やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「確認申請等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容の瑕疵は、受注者の責任において、修補させなければならない。

なお、これらにかかる再申請の手数料は、受注者の負担とする。

2 確認申請等の申請手続き業務

- (1) 受注者は、確認申請等の申請手続（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。
- (2) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関の決定の際は、協議及び報告を行うこと。
- (3) 省エネ適合性判定を伴う場合は、計画通知を所管する行政庁を選定するものとする。
- (4) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、確認申請の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。
- (5) 当初の確認申請関連の申請手数料は、発注者の負担とする。

3 開発許可申請、その他法令上必要な手続き業務

受注者は本業務に必要な事前協議等を実施するとともに、各種条例関係に適合させること。また、開発許可申請等、法令上必要となる各種申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行うこと。ただし、開発許可申請、その他必要な申請に係る手数料については発注者の負担とする。

なお、当該申請手数料については、各関係機関協議の上、本市予算要求時期に適宜報告すること。

その他必要な申請例

- ・大規模建築物届
- ・土壌汚染対策法による届
- ・緑化計画届
- ・その他必要な届出

別表3 (実施設計成果物納品リスト)

| | 成果物等 | 部数 | 電子データ | 仕様・備考 |
|-------------|-------------------|----|-------|-------------|
| 業務実施 計画書 | ■設計委託概要 | 1 | ● | |
| | ■実施設計業務体制及び技術者届 | | | |
| | ■実施設計業務工程表 | | | |
| | □その他 | | | |
| 設計図書 | ■設計図の原図 | 1 | ● | |
| | □A1をA3に縮小した原図 | — | | |
| | □製本 | — | | |
| | ■縮小製本 | 1 | | |
| | ■特記仕様書 | 1 | ● | |
| 計算書 | ■構造計算書 | 1 | ● | |
| | ■設備設計計算書 | 1 | ● | 電気設備、機械設備 |
| 積算 | ■工事費概算書 | 1 | ● | エクセルデータ |
| | ■数量積算書 | 1 | ● | |
| | ■工種別積算チェックリスト | 1 | ● | |
| | ■見積比較表 | 1 | ● | |
| | ■見積書 | 1 | | |
| | ■単価適用根拠(物価本等写) | 1 | | |
| | ■工事費内訳書 | 1 | ● | エクセルデータ |
| 工事工程 | ■工事工程表 | 1 | ● | |
| 行政届出 | ■建築基準法等関係法令に基づく図書 | 1 | ● | 都市計画法、景観条例等 |
| | □許認可申請図書 | — | | |
| | □評定申請図書 | — | | |
| | ■省エネルギー計画書 | 1 | ● | (300㎡以上) |
| | ■建築物環境計画書 | 1 | ● | (2,000㎡以上) |
| 業務完了 報告書 | ■設計委託概要及び設計概要 | 1 | ● | |
| | ■業務工程表(実施を朱書き) | 1 | ● | |
| | ■納品書 | 1 | ● | |
| | ■協議書 | 1 | ● | |

※(必要な成果物は■印をつけた上で部数を入力し、電子データが必要なものは●印をつける。)

注1) 受注者は、電子データの作成形式、作成範囲について、実施設計業務着手時に監督員と協議する。

注2) 原則、成果物の提出の際は、照査技術者が行った照査の報告書を添付することとする。

別表3 実施設計成果物納品リストその2

| 成果物等 | 部数 | 電子データ | 仕様・備考 |
|-------------------------|----|-------|------------------------|
| ■国庫補助申請に係る関係資料 | 1 | ● | |
| ■デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書 | 1 | ● | 「デジタルテレビ放送受信障害予測調査」による |
| ■透視図・写真 | 1 | ● | JPEG |
| ■模型・写真（2カット程度） | — | | JPEG |
| ■リサイクル計画書 | 1 | ● | |
| □再生資源利用計画書－建設資材搬入工事用 | | | |
| □再生資源利用促進計画書－建設副産物搬出工事用 | | | |
| ■庁内、近隣及び学校関係者説明用資料の作成 | 1 | ● | |
| ■打合せ記録簿 | 1 | ● | |
| ■委託業務に関する協議書 | 1 | ● | |
| ■PUBDIS 登録書（写し） | 1 | ● | PDF |
| ■設計レビュー資料 | 1 | ● | |
| □設計 VE 資料 | | | |
| ■成果品の電子データを収めたCD-R | 1 | | 別に定める仕様による |

※（必要な成果品は■印をつけた上で部数を入力し、電子データが必要なものは●印をつける。）

注1）受注者は、電子データの作成形式、作成範囲について、実施設計業務着手時に監督員と協議する。

注2）原則、成果物の提出の際は、照査技術者が行った照査の報告書を添付することとする。

別表4 実施設計「図面内訳（標準）」

| | | 図面 | 標準縮尺 | 備考 |
|-----------------|-----------------|--------------------------------------|--|---------------------|
| 建築設計図 | 意匠 | 表紙 | | 図面枚数が少ない場合は省略 同上 |
| | | 図面目録 | | |
| | | 特記仕様書 | | |
| | | 案内図 | 1/3000 | |
| | | 敷地求積図 | | |
| | | 配置図 | 1/60 (500) | 必要に応じて建物求積図を作成する。 |
| | | 面積表 | | |
| | | 仕上表 | | |
| | | 平面図 (各階) | 1/10 (200) | |
| | | 立面図 (各面) | 1/10 (200) | |
| | 断面図 | 1/10 (200) | | |
| | 矩計図 | 1/20 (30) | | |
| | 詳細図 | | 必要に応じて1/2、1/3、1/5、1/10 又は1/50を用いることができる。 | |
| | (平面詳細図) | 1/20 (30) | | |
| | (断面詳細図) | | | |
| | (部分詳細図) | | | |
| | 展開図 | 1/50(100) | | |
| | 天井伏図 | 1/10 (200) | | |
| | 建具キープラン | 1/200 | | |
| | 建具表 | 1/50 (100) | | |
| 工作物等詳細図 | | 配置図又は外構図と組み合わせることができる。 | | |
| 外構平面図 | 1/200 | 必要に応じて1/300、1/500 又は1/600を用いることができる。 | | |
| 外構詳細図 | 1/20(30, 50) | | | |
| 植栽図 | | 外構図と組み合わせることができる。 | | |
| 仮設計画図 (指定仮設) | | 参考図と組み合わせることができる | | |
| 仮設計画図 (参考図) | | | | |
| 工事工程表 | | 必要に応じて図面に記載する | | |
| 各種計算書 | | 必要に応じて図面に記載する | | |
| その他計画通知申請に必要な図面 | | | | |
| 構造 | 構造共通図 | | | |
| | 杭・基礎・基礎梁・床版伏図 | 1/10 (200) | | |
| | 各階伏図 | 1/10 (200) | | |
| | 軸組図 | 1/10 (200) | | |
| | 断面リスト | 1/30 (50) | | |
| | 配筋リスト | 1/20 (30) | | |
| | 配筋詳細図 | 1/20 (30) | | |
| | 標準詳細図 | | | |
| | 基礎配筋図 | 1/30 (50) | | |
| | 各部配筋図 | 1/30 (50) | | |
| | 鉄骨詳細図 | 1/20 (30) | | |
| | 各種計算書 | | | 必要に応じて図面に記載する |
| | その他計画通知申請に必要な図面 | | | |

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

| | | 図 面 | 標準縮尺 | 備 考 |
|---------|------------------|--|----------------------------|---------------------|
| 電気設備設計図 | 電 気 | 表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 配置図 その他計画通知申請に必要な図面 | 縮尺は建築図に準ずる。 | 図面枚数が少ない場合は省略 同上 |
| | | 屋外設備配線図（平面図） | 縮尺は建築図に準ずる。 | |
| | | 機器仕様書 | | |
| | | 機器姿図 | | |
| | | 結線図 | | |
| | | 機器配置・配線図（平面図） | 縮尺は建築図に準ずる。 | |
| | | 系統図、システムブロック図 | | |
| | | 空配管図（平面図） | 縮尺は建築図に準ずる。 | |
| | | 分電盤回路表 | | |
| | 制御盤回路表 | | | |
| | その他「通信・情報」に掲げる図表 | | | |
| | 通 信・情 報 | 表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図（平面図） 屋外設備配線図（平面図） 機器仕様書 | 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 | 図面枚数が少ない場合は省略 同上 |
| | | 機器姿図 系統図、システムブロック図 構内配線図 （通信・情報設備空配管図） 機器配置図（平面図） 機器設置場所一覧表（卓上電話機等の固定設置しない機器がある場合） その他計画通知申請に必要な図面 | 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 | |

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

| | | 図 面 | 標準縮尺 | 備 考 |
|---------|----------|---|--|---|
| 機械設備設計図 | 給排水衛生・ガス | 表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 器具表 系統図 屋外設備図 平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面 | 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 | 図面枚数が少ない場合は省略 同上 便所・機械室等 |
| | 空調 | 表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 系統図（ダクト） 平面図（ダクト）（各階） 系統図（配管） 平面図（配管）（各階） 自動制御設備 機器表・システム図・動作ブロック図・平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面 | 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 | 図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて屋外設備図を作成 必要に応じて屋外設備図を作成 機械室等 |
| | 昇降機 | 表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 仕様一覧表 平面詳細図 出入口詳細図 | 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 | 図面枚数が少ない場合は省略 同上 機械室平面図含む |

| | | | |
|--|--|--|-----------------------------|
| | 昇降路断面図 かご室内詳細図 監視設備詳細図 設置平面図・設置断面図 その他計画通知申請に必要な図面 | 縮尺は建築図 に準ずる。 縮尺は建築図 に準ずる。 | 監視盤図、配線図等含む エスカレーター設備の場合 |
|--|--|--|-----------------------------|

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。